

岡山県教育委員会規則の制定について

このことについて、別紙案により制定いたしたい。

令和元年6月7日

岡山県教育委員会教育長
鍵 本 芳 明

学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

1 制定の趣旨

岡山県立学校において、学校と地域が連携して学校運営を行う学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を推進するため、法律に基づき教育委員会規則を制定し、必要事項を定めるものである。

2 制定の背景

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会に対する学校運営協議会の設置が努力義務化された。（H29.4）

○岡山県立高等学校教育体制整備実施計画において、地域や学校の特色に応じた教育内容の充実のため、地域と学校の実態に応じて導入することとした。（H31.2）

3 学校運営協議会制度の概要

○協議会の主な機能

- ・校長が作成する学校運営の基本的な方針（教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項）を承認する。
- ・職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。
- ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。

○協議会の委員

「地域の住民、保護者、地域学校協働活動推進員その他の学校の運営に資する活動を行う者、その他教育委員会が必要と認める者」について、教育委員会が任命する。

4 法により教育委員会規則で定めなければならないとされている事項と規則の概要

（1）学校運営に関する基本的な方針に定める事項【協議会の承認事項】（第四条）

- （・教育課程の編成）
 - ・経営計画に関する事項
 - ・組織編制に関する事項
 - ・予算執行に関する事項
 - ・その他教育委員会が必要と認める事項

（2）職員の任用に関して、県教育委員会に対し、協議会が意見を述べられる事項（第六条） 学校運営に関する基本的な方針の実現に資する職員の任用に関する事項（特定の個人に係るものを除く）

（3）協議会の運営に関する事項【委員の任免・任期、協議会の議事の手続等】（第三条等）

<学校運営協議会委員>

- （・対象学校の所在する地域の住民）
- （・対象学校に在籍する生徒・児童又は幼児の保護者）
- （・地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者）
 - ・対象学校の校長その他の職員
 - ・学識経験のある者
 - ・関係機関の職員
 - ・その他教育委員会が適当と認める者

目次 岡山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（県例規集登載）

◎岡山県教育委員会規則第 号

岡山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次のように定める。

令和元年六月 日

岡山県教育委員会

岡山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

目的）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の六の規定に基づき、岡山県立学校以下「学校」という。）における学校運営協議会 以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

設置等）

第二条 法第四十七条の六第一項の規定に基づき、岡山県教育委員会 以下「教育委員会」という。）は、学校ごとに協議会を置くように努めるものとする。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、対象学校 当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長の意見を聴くものとする。

組織）

第三条 協議会の委員 以下「委員」という。）は、十五名以内とし、法第四十七条の六第二項第四号の教育委員会が必要と認める者は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する者とする。

- 一 対象学校の校長その他の職員
- 二 学識経験のある者
- 三 関係機関の職員
- 四 その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

学校の運営に関する基本的な方針に定める事項等）

第四条 法第四十七条の六第四項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるもの

とする。

- 一 経営計画に関する事項
- 二 組織編制に関する事項
- 三 予算執行に関する事項

四 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第四十七条の六第四項の規定による承認を得た基本的な方針に従い、当該対象学校の運営を行うものとする。

意見の聴取)

第五条 協議会は、法第四十七条の六第六項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第六条 法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する職員の任用に関する事項 特定の個人に係るものを除く。)とする。

2 前条の規定は、法第四十七条の六第七項の規定により協議会が教育委員会に対して意見を述べる場合について準用する。

学校の運営に関する評価)

第七条 協議会は、対象学校の運営状況について、少なくとも毎年度一回、評価を行うものとする。

委員の任期)

第八条 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

委員の服務)

第九条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 協議会及び対象学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない言動を行うこと。

委員の解任)

第十条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

- 一 辞任の申出を行ったとき。
 - 二 前条 第一項後段を除く。)の規定に違反したとき。
 - 三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
- 2 教育委員会は、委員を解任しようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。
- 3 教育委員会は、前項の規定により委員を解任するときは、当該委員に対してその理由を示さなければならない。

会長及び副会長)

第十一条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

会議)

第十二条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 議決事項について、利害関係を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しないものとする。

会議の公開)

第十三条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合その他協議会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- い。

- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

指導及び助言等)

第十四条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確かな把握を行い、必要に応じて、協議会に対し、指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう、情報の提供に努めるものとする。

(適正な運営の確保に必要な措置に係る通知)

第十五条 教育委員会は、法第四十七条の六第九項の規定により、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じようとするときは、あらかじめ、理由を付してその旨を書面により対象学校に通知しなければならない。

委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

施行期日)

1 この規則は、令和元年六月 日から施行する。

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

2 岡山県立学校の管理運営に関する規則 平成十三年岡山県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次条に規定する学校運営協議会を設置する学校については、この限りでない。

第七十条の次に次の一条を加える。

第七十条の二 学校に、学校運営協議会を置くように努めるものとする。

2 学校運営協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。